

平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日
3 0 2 会 議 室

平成 2 9 年第 2 2 回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成29年第22回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成29年11月24日(金)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時31分

2 場 所 302会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 松野 登 田中 健一

伊藤 憲春 佐伯 雅斗

署名委員 伊藤 憲春

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 栗原 寛

教育総務課長 庄司 康洋

学務課長 浅見 孝男

指導課長 小瀬 和彦

教育支援課長 矢ノ口美穂

統括指導主事 川崎 淳子

学校給食課長 南 彰彦

生涯学習推進センター長 五十嵐 誠

図書館長 土屋英眞子

指導主事 片山 伸哉

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 西上 大助 安藤 悦宏

案 件

1 議案

- (1) 議案第28号 平成30年度立川市教育委員会学校教育の指針について

2 協議

- (1) 立川市学校給食共同調理場の新設に係る方針（案）について

3 報告

- (1) 平成29年度運動会・体育大会「組体操」の総括について

平成29年第22回立川市教育委員会定例会議事日程

平成29年11月24日

302会議室

1 議案

(1) 議案第28号 平成30年度立川市教育委員会学校教育の指針について

2 協議

(1) 立川市学校給食共同調理場の新設に係る方針(案)について

3 報告

(1) 平成29年度運動会・体育大会「組体操」の総括について

◎開会の辞

○小町教育長 ただいまから、平成29年第22回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 はい。

○小町教育長 議事内容の確認を行います。本日は、議案1件、協議1件、報告1件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。栗原教育部長、お願いします。

○栗原教育部長 本日の第22回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、教育支援課長、川崎統括指導主事、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長、また本日、指導課の片山指導主事が出席しております。

◎議 案

(1) 議案第28号 平成30年度立川市教育委員会学校教育の指針について

○小町教育長 それでは、1議案(1)議案第28号、平成30年度立川市教育委員会学校教育の指針について、を議題といたします。

小瀬指導課長、説明をお願いいたします。

○小瀬指導課長 まずはお礼です。前回第21回の折に、本当に真摯にご協議をいただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。ご意見、ご提言を謙虚に受け止めまして、事務局で改めて吟味、検討し、精査をさせていただきました。

それでは議案第28号、平成30年度立川市教育委員会学校教育の指針について、説明をさせていただきます。改善点については、各ページ、アンダーラインを引いてございます。

まず1ページ目をご覧いただけたらと思います。大きな改善点として5点、代表的なものについて説明をいたします。

第1点は、1ページの冒頭部分、アンダーラインを引かせていただきましたカリキュラム・マネジメントでございます。カリキュラム・マネジメントについては、脚注※4でございますが、3側面について改めて位置付けております。

①各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育内容を組織的に配列していくこと、②として、教育内容の質の向上に向けて、子どもたちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データに基づき、教育課程を編成・実施・評価して改善を図るPDCAサイクルを確立すること、③として、教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も活用しながら効果的に組み合わせること、この3側面を踏まえた上でのカリキュラム・マネジメントということで位置付けております。

第2点は、同じく1ページの脚注の1のところでございます。ネットワーク型学校経営システム、これが目指しているのが立川市民を育成していくことであると明記しております。

第3点は2ページをご覧ください。1学力向上、(1)の①でございます。主体的・対話的で深い学びの推進では、2点目、ご指摘いただきましてそれを踏まえまして、学びの目的を明示するとともに、授業のねらい、授業のめあてと順序性を明確にいたしております。

第4点は、2ページの一番下のところでございます。地域未来塾、これは事業名でございますが、予算の決定前というところで、現在のところでは削除させていただいております。

3ページは、2カ所アンダーラインを引いております。

4ページをお開きいただき、先ほどの地域未来塾の関係で、現在のところは脚注をカットさせていただいております。

5ページは、「カリキュラム・マネジメントを確立しながら推進し」と明示しております。

7ページをお開きいただき、これもご指摘をいただきました「家庭の役割を明確にし」と付け加えさせていただきました。

大きな改善点の第5点は9ページでございます。(2)学校運営への支援、③教員の適正な働き方の推進におきまして、立川市「学校の働き方改革プラン検討委員会」の提言を基に、教員の時間外勤務の短縮等、勤務実態の適正化を進める、といたしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 第21回定例会におきまして、各教育委員の方々から出された意見をしっかり反映してくださり、なおかつ加除訂正を加えていただき、本当にありがとうございました。

私からは要望として3点ございます。

まず1点目ですけれども、この平成30年度学校教育の指針をもとにして、今後、定例校長会で丁寧な説明を行っていただきたいと思っております。その際に、次期学習指導要領の精神を踏まえたカリキュラム・マネジメント、PDCAサイクルの推進について丁寧な説明をお願いしたいと思います。

要望の2点目でございます。次年度の教育課程届出、2月か3月に行われるかと思っておりますが、教育課程の届出のときに、しっかりとした確認をお願いしたいと思います。その際、学校において地域等の外部の資源活用の取組については、これまで私ども教育委員訪問をいたしまして、若干、地域等の外部の資源活用に学校格差が見られます。したがって学校格差をご覧いただきながら、適切な指導助言をお願いしたいと思います。

3点目でございます。国の重要課題である教員の適正な働き方の推進については、是非、教育委員会の具体的な基本方針をお示しいただいて、丁寧な説明をお願いしたいと思います。

以上3点が私からの要望です。いずれにしても絵に描いた餅になることのないように、是非この機会に、教育の目的である子どもの幸福に直結するものでありますので、この大事

な平成 30 年度の学校教育の指針がより実効性のあるものになるよう心から期待し、またお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 今回、学校教育の指針は教育委員の皆様と一緒に共同作業でつくったと私負をしてございます。

それから今後の動きですけれども、校長会、副校長会等々を通して指針については説明すると同時に、教育課程の編成の対応説明会がこれからございます。ここで教務主任、副校長先生方を中心に徹底を図っていこうかと思っています。

3 点目の働き方改革でございますが、ボトムアップということで校長、副校長、主幹の先生方が教員たちにアンケートをとりまして提言にまとめます。その提言が 1 月に小町教育長のほうに提出されるということと、あと 2 月に東京都教育委員会のほうから、働き方改革の基本的な考え方及び具体的な取組についてということで、市区町村もそれを踏まえて作成してくださいということで、3 月下旬にはお示しできるかと考えているところでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 非常に一つ一つ丁寧に進め、また取り組んでおられること、感謝申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員。

○松野委員 すうっと読んでみながら、今まで立川市が取り組んできた学校教育の成果、これが引き継がれておりますし、なおかつ新たな課題に対してもきちんと対応できている。これはなかなか分かりやすく良いと思えました。きょうも学校訪問に行つてまいりましたが、この指針に出してある、特に学力の向上でねらいをきちんと、そしてめあてを示す、このようなことが行われております。そういう意味では継続しながら力をつけていくということがいかに大事か、そのことをきょう訪問で知ったわけでありませう。

さて、これからの特に指導要領改訂でカリキュラム・マネジメント、この必要性、意味を私はもっと、もしこれから説明するとき。立川が今までずっとやってきたネットワーク型の学校経営、これから始まる地域学校協働本部事業、指導要領の中にも社会に開かれた教育課程、そしてまた答申の中にも地域とともにある学校、こういう一連のことを全部つないでいく上でのカリキュラム・マネジメントの意義というのはあると思うんですね。そういうところでの必要感を是非説明しながら進めていただければありがたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 私からも一言述べさせていただきます。

1 点目は、学校教育の指針ということでお示しさせていただきました。今後、田中委員からも指摘がございました各学校の経営方針であるとか教育課程の編成にしっかりと反映してもらいように、私どもチェックしながら立川の教育としての筋を一本通していきたいと。それに地域特性であるとか各校長の経営方針をのせてもらえばいいかと思っておりますので、そのような基本的な考え方で取り組んでまいりたいと思っています。

もう1点が働き方改革でございます。立川の考えている働き方改革は、一つ一つの取組をしっかりと現場の根拠ある実態に合わせた取組を計画的に取り組んでいきたいと思ひまして、ボトムアップ型、現場の先生も入っていただいて委員会をつくって、そちらの提言を今待っているところでございます。

新聞報道によりますと、近隣の市は夏休み9日間、休校日を一齐に設けるとか、そのような形で幾つか施策はありますが、私は、一つ一つの施策を計画的に体系的に組み合わせない限りは働き方改革というのは解決しないのではないかと考えています。来年度に向けては本市でも、予算の関係もでございますので、共同事務室の準備であるとか部活の外部指導員であるとか幾つか先行しているものもございませうけれども、それをさらに組み込みながら体系的に働き方改革の立川版を年度内につくって、それに対して東京都は補助をいただけるという話も都市教育長会で伺っておりますので、その計画がしっかりとまずつくって、それを予算的な裏付けをしっかりと踏まえながら実施してまいりたいと考えているところでございます。

いずれにしましても働き方改革ということで、先生の教育環境、職場環境を守るということは第一ですけれども、その根本にあるのは、私は子どもの教育環境をしっかりと守ることが結果的には先生の働く環境を守るということにつながるかなと考えていますので、その根本のところを誤らないように施策を組み立ててまいりたいと考えているところでございます。

○小町教育長 ほかにございますか。それではないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第28号、平成30年度立川市教育委員会学校教育の指針について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第28号、平成30年度立川市教育委員会学校教育の指針について、は承認されました。

◎協 議

(1) 立川市学校給食共同調理場の新設に係る方針(案)について

○小町教育長 続きまして、2 協議 (1) 立川市学校給食共同調理場の新設に係る方針(案)について、に入ります。

南学校給食課長、説明をお願いいたします。

○南学校給食課長 それでは学校給食課より、学校給食共同調理場の新設に係る方針(案)について、ご説明いたします。

学校給食共同調理場の新設ですが、「防災力の向上、アレルギー対策の充実、中学校給食の完全実施のため学校給食共同調理場を新設」という市長公約に基づきまして、庁内で検討を重ね、平成28年6月に「学校給食共同調理場の新設に係る基本的な考え方について」を市議会の文教委員会へ報告いたしました。その後、「学校給食共同調理場の新設について」を平成28年8月に学校給食運営審議会に諮問し、審議を重ねていただき、平成29年8月に同審議

会より答申が提出されました。その答申を受けまして庁内で検討を進め、学校給食共同調理場の新設である方針案を定めました。

本方針案は、はじめに策定の経緯を説明しております。

次に、2方針になります。1ページ目ですが、1点目です。共同調理場方式への移行についてということで、まずこちらで中学校給食の共同調理場方式化、2ページ目、単独調理方式の共同調理場方式化への移行の理由を述べております。

続きまして、新設する学校給食共同調理場の機能について説明いたします。

提供食数は、単独調理校の第一小学校から第八小学校までの8校、中学校は立川第一中学校から立川第九中学校までの9校、合わせて17校、こちらにつきましては学校規模、児童・生徒・教職員数などから提供食数は8,500食程度とします。

施設規模は、提供する食数から調理室部分を延床面積5,000㎡程度と考えております。

建設用地ですが、提供する食数に対応する施設や緑化面積を含め、敷地面積は12,000㎡程度といたします。候補地につきましては、国有地を基本として、現在検討を進めております。

新設する共同調理場は、衛生管理、アレルギー対応食の専用調理室を設置いたします。また学校給食関係全ての施設において、平成29年2月の集団食中毒の際に作成しました再発防止対策に基づき、給食を提供していくことを徹底します。

災害時の対応機能につきましては、まだこちらは詰めていないところですが、今後、防災課等の関連部署とともにこういったものをつくっていくかということを協議していきます。

続きまして、新設する学校給食共同調理場の整備・管理運営方式についてですが、現在も共同調理場で導入していますPFI方式を基本といたします。候補地は国有地を基本として考えておりますので、国からの補助金を最も活用できる整備・管理運営方式を採用する予定でございます。

続きまして、食育・給食指導についてですが、中学校につきましては今、弁当併用外注給食方式ですが、喫食率が44.1%で半分以下ということになっています。学校のほうでも全てで食育ができていない状況ではなくて、まだ2校から3校程度となっております。完全給食にすることによりまして、給食が全生徒にとって生きた教材となりますので、食育は進むものと考えております。小学校の場合、単独調理校、共同調理場校とありますが、単独調理校につきましては、栄養士が学校に配置されているということがありますので給食時間の指導ができる状況になるのですが、その良い面を共同調理場校にも引き継げるような人的仕組み等を今後検討していきたいと考えております。

今後のスケジュールについてですが、建設用地がまだ決まっていない状況なので、いつできますと言える状況ではありません。また建設用地が決定しましたら、今後のスケジュールについてお知らせをすることとさせていただきます。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、松野委員。

○松野委員 私これを読みながら、新たな共同調理場、一番課題となるのはやはり食の安全であります。その中でも特に食物アレルギーに対する対応をどうしていくのか。特に食物アレルギーは、最近複雑化、深刻化しております。提案のこれを読んでいきますと、何と言っても心配なのはコンタミネーションの問題、日本各地でこれが話題となり問題となっております。

私もそんな深い勉強をしたわけではありませんが、読んでいきますと、なかなか難しいんだと思うのは、製造ラインが共有できないこととか、同じ調理場内で製造すること自体が、いつ、どうやって混入するか分からない、こういった問題があるわけです。こういうことが既に指摘され分かっている。あるいは食器の問題もありますね。なのに、これから進めようという共同調理場、このことにきちんと対応できないようでは困りますよね。今回、きちんと部屋を分ける、特別な部屋にすると。このことが一番説得力のある提案だなと私は思いました。

第2には、こういったアレルギーに対する皆さんの関心も高いと思います。立川市でもアレルギー対応のガイドラインみたいなものはきちんとできておりますか。あればいいのですが、あるならば、またそれを再検討しながら、もっと場面ごと事細かに。現状では単独調理校もありますし共同調理室もあります。そういう意味では、それぞれの場所あるいは給食が作られていく一つ一つの過程において、きちんとした指針をもってやらなければいけない、そこまで深刻な問題であるということを考えていただいて、是非この共同調理場の新設を進めていただきたいと思っております。

○小町教育長 南学校給食課長。

○南学校給食課長 2点質問いただきました。まず新設する共同調理場の食物アレルギーへの対応ということですが、今の共同調理場もそうですがアレルギー対応食の専用室というものがあります。そちらは専任の栄養士が入りますので、そこは今対応している11品目ありますが、そちらを絶対持ち込まないという形でやっております。入るときもエアシャワー、絶対そういったものを入れない。食器に関しましても、卵を使ったもの、ゴマを使ったもの、そういったものは別で洗いますので、それはアレルギー対応食の専用室で全て行うということになりますので、コンタミネーション、混入するということは限りなくゼロに近い形で対応させていただくということでやらさせていただきます。

対応指針ですが、平成27年3月に文科省から食物アレルギー対応指針というのが出ました。それに基づきまして、平成28年度からですが実際にそれに基づいて対応するかしないかということで、全学校でそういった対応をしているところです。こちらについては共同調理場ができる前、第1と第2調理場があったときに一度対応指針をつくっておりますが、それを更新するという作業を28年度に行っております。こちらにつきましては食中毒事案がありましたので、そのまとめが遅れている状況ですが今年度中にまとめまして、それを各学校にお

配りさせていただきます。こちらにつきましては調理とかそういった部分ではなくて、学校で起きた場合にはどうなのか、学校で配膳するとき起きる場合も多いですから、そういったときにどういった対応をするのか、そういったことを含めました対応指針を作成してお渡しする予定になりますので、今年度中にはまとめまして、各学校にお配りしたいと考えております。

○小町教育長 ほかにございますか。田中委員。

○田中委員 立川市学校給食共同調理場の新設に係る方針(案)、しっかりできている案で本当にありがとうございました。私から提言を1点、質問を3点させていただきたいと思います。

まず提言ですが、これについては早目の学校給食共同調理場の新設についての提言でございます。現在、中学校の学校給食においては弁当併用外注給食方式になっております。今後、清水市長の公約でもありますし、また市民の皆さんの期待であります学校給食共同調理場については期待が大きいものですから、是非とも早い時期での新設をお願い申し上げます。

質問についてですが、先ほど南学校給食課長からも幾つかあったわけですが、質問の1点目は今後のスケジュールでございます。これについてはまだ決まっておしゃったわけですが、学校給食共同調理場の新設に当って、今後のおよそのスケジュールについて、ほぼ分かっている段階で教えていただければありがたいと思います。

質問の2点目でございます。学校給食共同調理場の新設でございます。これについては国有地ということでお話がありましたが、学校給食共同調理場の新設の候補地として、国有地であればどのあたりをお考えなのか、現段階で結構ですので教えていただけたらと思います。

3点目でございます。移行についての理由でございます。現在の単独調理方式から、今後新設する共同調理場方式へ移行するにあたって、その主な内容についてどのようにお考えなのか教えていただけたらありがたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○小町教育長 南学校給食課長。

○南学校給食課長 まず提言いただきました中学校給食の完全実施ということで、そちらにつきましては望んでいるという声は保護者、生徒からも聞きますので、そのような形で早く取り組めるようにしていきたいと思っております。

ご質問3点いただきました。まず今後のスケジュールについてですが、先ほど建設用地が決まっていないので詳細については言えないとお話させていただきましたが、建設用地が決定したあとに施設整備計画を策定いたします。次に共同調理場の整備・管理運営方式と具体的な検討を進めていきますので、運用開始までですが、具体的ではないですが概ね7年程度はかかるのではないかと想定しているような状況になります。

用地の候補地ですが、提供する食数とか敷地面積については12,000㎡程度を想定しています。繰り返しになりますが現時点では候補地についてはお示しできる状況ではございません。関連する市長部局と今協議をしております。国有地を基本に検討を進めているところでございますので、また分かり次第、お話できる段階になりましたらまたご説明させていただきたいと思っております。

次に、単独調理校を共同調理場方式へ移行する主な理由はということですが、一番の理由は、子どもたちにとってより安全で安心な学校給食の提供が可能になるということです。新設する学校給食共同調理場ですが、学校給食の衛生基準に沿った施設整備を行います。HACCPに対応した衛生管理をいたします。また、先ほどお話しさせていただきましたが、アレルギー対応食専用室を設置することでアレルギー物質の混入などの事故を未然に防ぐことができます。今の単独調理校につきましては給食調理室の面積等の制約からアレルギー対応食専用室の設置、学校給食衛生管理基準に沿った汚染・非汚染区域の区画分離も困難な状況となっております。これらのことで、子どもたちに安全で安心な給食を提供するということが一番の移行する意味になっております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 丁寧な説明ありがとうございました。今後様々な新たな課題も出てくるかと思いますが、一つ一つ丁寧に、また円滑に進むことをお願い申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございますか。佐伯委員。

○佐伯委員 私からは感想というかお願いというか、ハードの面に関しましては大変すばらしいものができるのは間違いないのかなと思っているのですが、あとは、結果的にはそれをどう運営していくかというようなことかと思うのですね。材料の仕入れの問題、調理をする方々の皆さんの意識の問題、あと配送の問題、それから実際、学校で生徒たちが配膳をするときの清潔でありながらいかに迅速にするかというようなところまで、しっかりと目を配っていただいて、いくら清潔に気を配っていたからといって配膳に大変時間がかかっていたのでは、今度は食べる時間のほうに影響してしまうということもありますので、そこをしっかりと確保できるように、そういった細かい所まで是非ご指導をいただくような形をつくっていただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

○小町教育長 先ほど南学校給食課長が7年程度ということでございますけれども、これはあくまでシミュレーションでございますので、これからそこら辺詰めていく必要があるかと思っています。現在の共同調理場がオープンするときはその程度かかったということで、お含みおきを願えればと思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。

それではお諮りいたします。協議(1)立川市学校給食共同調理場の新設に係る方針(案)について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、協議(1)立川市学校給食共同調理場の新設に係る方針(案)について、は承認されました。

◎報 告

(1) 平成29年度運動会・体育大会「組体操」の総括について

○小町教育長 続きまして、3 報告(1)平成 29 年度運動会・体育大会「組体操」の総括について、に入ります。

小瀬指導課長、お願いします。

○小瀬指導課長 それでは、平成 29 年度運動会・体育大会「組体操」の総括ということで、この時点でこれをご提出させていただいたのは、ご案内のとおり、組体操等による事故の防止についてと題する通知文がスポーツ庁から平成 28 年 3 月 25 日に発出されております。それを踏まえまして平成 28 年度、そして平成 29 年度は昨年度の成果、課題を踏まえてさらに今年度があるということで、ここで一度「組体操」についてどういう指導・助言をしているのか、どういう成果があってどういう課題があったのかということをご報告をさせていただけたらと思っております。

こちらからの報告は、専任指導主事の片山から説明をさせていただきます。

○小町教育長 片山指導主事。

○片山指導主事 指導課指導主事、片山です。私から、今年度春・秋運動会・体育大会における組体操実施校の実態把握及び指導・助言した内容等について、ご報告いたします。

組体操実施には事前に指導計画を提出させ、まず計画段階で計画性、安全性の観点から児童・生徒の実態及び教員集団の指導力の観点からも指導・助言をいたしました。その後、組体操実施校全校に指導主事が 2 回訪問し学校への指導・助言を行いました。資料の学校への指導・助言等①の列が 1 回目、真ん中の欄②が 2 回目の訪問時の指導等の内容となっております。

Aの学校を例にご説明します。

1 回目の指導・助言として第 3 のとおり、技を組む際にかげ声になかったので、技を組んでいくときや解除していくときに、大きな声を出させることで集団行動の足並みを揃えさせ、できたときには児童を褒めることにより児童・生徒の達成感を味あわせ、技能の良さを全体に広げていくこと。また第 4 のとおり、3 段のやぐらでは、一度に完成させようとするのは危険なので、1 段目と 2 段目だけの練習、2 段目と 3 段目だけの練習といった形で精度を高めてから、スモールステップで行うよう指導・助言を行いました。

その指導・助言を踏まえ、学校は改善を図りながら子どもたちの指導を行い、5 月 25 日木曜日、改めて指導主事が 2 回目の学校訪問を行いました。学校への指導・助言②になります。2 回目は、前回の指導・助言を踏まえて子どもたちの指導を行っているかという視点からも授業観察を行っております。第 5 のとおりをご覧ください。「みんなの気持ちを一つにすること」が大切であることを教員が児童に伝えており、技能面に加え態度面や気持ちの面でも教員が指導を丁寧に行っていました。指導主事からは、児童がその意図を理解し、動きにつなげることが重要であることを助言いたしました。

当日の様子ですが、一番右側になります。第 2、第 3 のとおり、全体的によく声が出て、多くの児童が終了時誇らしげな笑顔で退場した。友達と息を合わせ、全員で

一緒に表現しているという意識を高めることで、安全に技を成功させることができたといった報告があり、実施校が指導主事の指導・助言を踏まえ、改善を図り成果を上げることができました。

次に3ページ、一番下のMの学校をご覧ください。

Mの学校の1回目の指導主事による授業観察後の指導・助言として、第5の・にお示した、かけ声が小さかったので、意欲を高めながら大きな声を出すとよいことを指導したということが、2回目の授業観察では、2回目の学校への指導・助言等の第2の・にお示したとおり、お互いのかけ声が非常に大きく、児童同士で安全面に注意して行っており、指導主事からの指導・助言を実際の指導に活かし、子どもたちにも動きの変容が見られました。また大型テレビを活用して流れや技のポイントを確認したり、タブレットを用いて演技を撮影し、教室に戻って動きの確認をしたりしている取組も見られました。

4ページ、下段をご覧ください。全体をとおしての成果と課題です。

まず成果としては、学校が児童・生徒の実態に合った技の選定をしたことにより、大きなけがのリスクを減らす学校が多かったこと、高さのある技よりも、動きの統一感、表現力を見せようとする事でリスクを減らしていたこと、4月当初に教員対象に体育実技研修を行ったことで、実技研修で扱った技を取り入れた学校もあり、教員に、安全な組体操にしようとする意識が見られたことなどが成果として挙げられます。

課題として、春に実施した学校で1件、骨折と診断された事故が発生いたしました。けがが起こったのはサボテンという技の練習中です。高さのある2～3人の技を同時に行わせる時は、どうしてもけがのリスクが高まります。実技研修で行った3人のサボテンにしたり、技のポイントを確実に指導したりする等、児童・生徒の実態に合わせてけがのリスクを減らす更なる努力が必要です。また、児童・生徒にダンスや集団行動等他にも表現方法がある中で、なぜ組体操を行うのか考えさせ、みんなで協力して作り上げるよさを共有し、意欲を高める必要があることや、技を組むとき、お互いに声を掛け合ったり大きな声でそろえたりしながら取り組むことで、一体感が生まれるだけでなく、安全面の強化にもつながることなどを含め、課題の解決を図るために引き続き学校に指導・助言してまいります。

報告は以上です。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員、

○田中委員 私から御礼と、あと質問を2点、提言を1点申し上げたいと思います。

まず御礼ですけれど、「組体操」の総括に当って、5月16日から10月4日まで、実に27回にわたって市教委訪問を通して詳細な実態把握と指導・助言、それをもとに全体の成果と課題を本当に丁寧に整理されておりました。ありがとうございました。

質問です。1点目ですが、この「組体操」について私もいろいろ調べたのですが、「組体操」の目的と意図についてお伺いしたいと思います。市教委としては、そもそも学校教育におい

て「組体操」は何のために行うのか、その意図は何かについてお考えをお尋ねしたいと思います。私もいろいろネットなどで調べたのですが非常に曖昧な記載が多かったものですから、その辺りで「組体操」の目的と意図についてお伺いできればと思います。

質問の2点目です。市教委としては「組体操」を実施することについて、実施するか否か、その辺りをお伺いしたいと思います。市教委は、学校訪問による成果と課題を踏まえて今後、運動会や体育大会で「組体操」をこれまでどおり安全に配慮して実施すべきか、または子どもたちの基礎体力を考えて他の表現方法に換えるべきか、あるいは学校現場に一任するのか、これについてどのようにお考えですかということの質問でございます。

最後に提言でございます。リスクがあるから「組体操」をやめるのではなく、小中学校で安全な組体操の実施ができないかどうかを検討してはどうかということでございます。

これまでの中学校の体育大会を拝見させていただく中で、組体操は基本的に行っていないですね。大ムカデ競争とかそういうものを中心にいろいろ競技を工夫されているようでした。したがって小学校がこの対象になろうかと思いますが、これまでの市教委の成果と課題を踏まえて、小学校校長会で安全な組体操ができないか、できるとすればどのようなことができるのか、そのために子どもたちへの指導、配慮はどうあるべきか。例えば、学校の実態を考慮してピラミットであれば3段までとか、タワーであれば2段までとか、そういうことを検討していただき、その上で練習期間の確保であるとか補助体制の確保、教員の実技研修の実施、子どもたちへの安全教育の実施、あるいは先ほど片山指導主事からも出ましたように、スモールステップ、ユニット方式の導入、あるいは準備体操や整理体操等、こういうことは小学校校長会で議論していただければどうかと。

その上で校長会で合意として「組体操」を全廃するんだと、そういう決定がもし出てくれば他の表現活動に振り替えて「それでよし」と、市教委としては学校の現状、学校のお考えを尊重していただきたいという提言でございます。よろしく願いいたします。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 こちらのほう、まとめさせていただいておりますけれども、オフィシャルな回数で2回です。したがって例えば私が見に行ったりとか、そうした場合には必ずこれ以外にも指導・助言が入っていたり、「ちょっと見せてください」と言ったりしておりますので、最低限の回数とお受け止めいただけるとありがたいということと、指導課長のという場でお話をさせていただくと、指導主事がここまで丁寧に、指導計画だけではなく見ていくということは多分まず稀でございます。そういう意味では今回、あまり大きな事故もなく適正にできているというのは、その成果かなと考えております。まずお礼でございました。

組体操、いろいろ議論されています。いろいろな雑誌を読んでも、体育ではなくて位置付けとしては特別活動であろうとか、ただ私、基本的に3点大きな目的があるかなと思っています。

まず1点目は、集団活動を通して心身のバランスのとれた発達とそれぞれの個性の伸長を図る。特に昨今、集団活動というのが非常に弱いです。個々バラバラなものは得意ですが、

足並みを揃えてとか、相手を気遣いながらと。2点目は、集団の一人として人間関係を築く力でございます。これもこういう力を培う場が今非常に少なくなっております。3点目、これが一番大きいのですが、こういう活動を通して自他の安全を守る能力を身に付ける。危ないからダメですよではなくて、では危なくないように、どういう手立てを講じていくのかというところが大事な目的、3点だと思っています。

集団活動を通して自身の調和のとれた発達と個性の伸長が1点目です。2点目は集団の一人として人間関係を築く力を、態度を培っていく。3点目は自他の安全を守る能力を身に付けさせるということでございます。これが大きく目標として捉えております。

そして、ではなぜ今、組体操がここ2、3年問題になったのか。3点課題があると思います。そこを見ることによって、さらにめあてが明確になるかなと思っています。

1点目は、指導者等々が運動会を見世物の場、表現して「これだけやりました」という、そういう場だと勘違いしてしまっている。そういうことで、またそれに対して保護者もダイナミックさ、大胆さを期待してしまっただけという1点目の課題がございます。2点目は、指導者の実施経験が少ないにも関わらず、一律に組体操、今までこうやっていたからやりましょうと。今、次々教師の世代は変わってございます。その点に配慮しないと大きな課題の2点目、こういうことが起こってまいります。3点目は、これは言われていることですが、体幹とか、児童・生徒たちの基礎的な体力、技能というのを十分把握しているか。把握はしている。でもちゃんとそれを考慮した演技になっているのか、以上3点が大きな課題になっていると思っています。

そして基本的な考え方としましては、先ほど冒頭に申し上げましたが、平成28年3月25日、スポーツ庁からこういう組体操の実施について通知が出ております。特に組体操の実施について、一律に禁止することなく教育委員会等による指導・助言の下、各学校が判断するという旨の通知でございました。質問の2また提言へのお答えになるかと思いますが、今現在、学校に一任はしてございません。全て「どういうふうにつくっていきますか」、一緒につくっていったっております。

ある小学校では今までの形を変えて、もっと安全で、もっと気持ちを一つにしないといけないということで急遽、「組体操」といっても組み立て体操が正式名ですが、いわゆる組体操から自分たちの実態に応じたアレンジをして、「あっそれはとてもいいですね」ということで、したがって今、各小中学校、特に小学校のほうは我々と学校が相談し合ってクリエイティブに創造していくというところが大きいです。一律にしないのは、実態が全く違っております。ある西側の小学校の子どもたちは非常に体ががっちりしてしっかり体格がある。しかしある東側の学校に関しては、そこまで体幹は育ってないしそれほど力がない。立川は非常に狭いですがけれども学校の体力差というのは非常に大きいものがあります。

したがって先ほど申し上げたように、児童・生徒の基本的な技能とか体力というのはどうなっているのか、それをしっかり見極めた上で学校や実態に応じた組体操というのでしょうか、また新しい意味でのこれからつくられる組体操、既存のものではなく、そういうものを

これからつくり上げていくというのが非常に大きいかなど。そして最終的には、今子どもたちが体験しにくい集団演技を通して一体感であったり達成感、これは大切に、大切に育てていきたいなと思っております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 非常に一つ一つ丁寧な説明ありがとうございました。この中で組体操あるいは組み立て体操、この目的について先ほどおっしゃったように集団活動、また人間関係、自他の安全を守る、このことは極めて大事な目的だろうと思います。その辺りを踏まえながら課題として3点、具体的におっしゃったのですが、これらを含めて是非、学校に周知をしながら、またそれをもとにしながら学校が研修を深めていく、そういう点では安全で安心な組体操あるいは組み立て体操、そういうものを考えていかれるように指導のほう、よろしく願い申し上げます。お話を伺って安心いたしました。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員。

○松野委員 大変でしたね。そうやって指導しなければなかなか現場ではできないというこの状況自体が問題ではないかというふうに思いませんか。というのは、組体操そのものも、例えば体育館の中で、もともになるような、いわゆる活動、活かすべきことというのはなかなか、そしてまた表現の中においてもそういう組体操は課題ではありません。そういう中でやるわけですから、時間もかかるし、そしてなおかつ今、課長が原因の一つに挙げた児童の体力と指導者の指導力の問題です。ここがやっぱりうまくいかない。

私も、意義からすれば非常によく分かるわけでありますが、これらの今言った、体育でやった指導の成果を活かすような組体操だとか、あるいは児童の体力や指導力を上手にマッチングした組体操であるとか、そういうことを考えていったときに、どうでしょう、今年、立川市内の運動会等の組体操の様子を見て、サンプルあるいはいい改善点、考えていくきっかけになるような実践というのはありましたでしょうか。もしありましたら、お教えいただきたいです。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 まず最初の点でございます。それほど学校に指導・助言をしていく、それは深刻な問題ではないかとお話ですが、そうは思っておりません。私実は今から25年前でしようか、教員でございました。私のときから今思うとひやっとすることがございました。ちょうど世代が交代して私どもが初めて組体操を教えると。もちろん指導主事が来てくれませんでした。そういう中でけががあったり事故がありました。特に昨今、すごくけがとか事故、学校に社会の見る目が厳しくなっておりますので、その意味では件数が増えたということはあるかもしれませんが、今の先生方が決して問題になるという捉えはしてございません。むしろ、今みたいにこういうことがありましたので私も一緒につくり上げていくという、それはむしろ進歩かなと。学校教育活動を一学校だけではなくて、教育委員会であったり、またその成果を校長会でも副校長会でも全部出しておりますので、昨年も出しております。共有ができますので、ある意味、これから立川が歩むべき姿かなと思っております。

2点目は何でございましたか。

○松野委員 2点目は、これから、いわゆるはらはらする組体操から、子どもたちの力量、先生の指導の見本となるような、参考となるようないい事例がありましたか。

○小瀬指導課長 ありました。いいことなので申し上げますと、第三小学校で、2段、3段でちょっと危険なところはあったんですけども、そうではなくて、そういう高さではなくて、もっと手を広げて、両手を広げて自分たちの気持ちが一つになっているんだというのをつなげようということで、練習中、指導主事も関わりながら一緒につくっていった事例が幾つかございます。

それから、ちょっと蛇足でございますが、組体操が事故が多いかということ、実はムカデ競争とか、事故自体は組体操が多いですが、体育の時間、鉄棒とか跳び箱運動、気を付けなければいけないのはむしろそちらのほうがパーセントが高いということでございます。ややもすると私どもこちらに特化してしまいましたが、ムカデ競争も非常に危険だという一つの例でございます。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 いろいろな場で事故というのはあるんですよ。今参考となる例がありました、組体操の意義等、はじめに3点ありましたが、この辺りの意義を活かすような組体操のあり方、しかも子どもたちの実態やものを考えながら、その辺りはどうでしょう、校長会等、どこでお話すれば一番、より現場のいろいろなところが学び合ってより良いものを、つまり目的に沿ったそういう活動としてつくり上げることができるのでしょうか。どこかいい広げる、学べるチャンスというのはどこだとお考えですか。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 基本的には校長会、副校長会で申し上げているのですが、実は小町教育長のご指導もありまして、昨年からは体育実技研修、それも若い方は絶対です、組体操に関わる先生方には悉皆で参加をしていただいています。今年度は4月の下旬、運動会が始まる前に実技研修、そこでは今、日体大の後藤彰教授、組体操で権威ある方ですが、その方に実技と理論と、それからその前に、本市でのいい実践とか、そういうものを紹介し合ったり、そういう場を設定しております。私は、これはとても大きな機会になっているなど思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 先ほど小瀬指導課長からムカデの話が出ましたが、中学校はかなり体育大会で大ムカデを行っているわけですね。是非、組体操とあわせて現状を把握しながら分析し、そしてまた総括をしていただいて、学校現場にフィードバックしてあげると効果があると思います。とりわけ大ムカデについては、これまで捻挫があったり胸部圧迫であったり骨折であったり、そういう事故が全国で結構発生しているんですね。

そういう点で私としては、できればユニット方式で段階的におさえること、あとはタイミング、リズムの問題、あと将棋倒しになったときに、どうしても前の人に重なるものです

からその逃げ方ですね。逃げ方としては前に逃げたら重なるわけですので、左なら左とか、次の人は右にとか、体をそうやって逃がしてあげると結構リスクは少ないかなと思うので、その辺りも現状を把握していただきながら学校現場に情報を提供していただきながら、なおかつ指導・助言をお願い申し上げます。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 まさにおっしゃるとおりで、ムカデ競争で85%が中学校で事故が起きているということですので、今のご助言を踏まえまして、ムカデ競争等々についても注意喚起をしていきたいと思えます。

○小町教育長 ほか、ございませんか。佐伯委員。

○佐伯委員 私も本当に組体操に関してはいろいろな懸念するところがあると思ながらも、これは是非続けていっていただきたいなと個人的には思っていたのですが、課長のご説明を聞きまして、大変広く深くみていただいているということで安心をいたしたところでございます。

まず種目ごとにリスクを一律に捉えて、この種目は安全だとか、この種目は危険だというような考えをまず捨てていただくというところから始まって、全ての運動が少なからずどんなことでもリスクがございますので、それはそのつど子どもたちの体型、体力、また気力も含めてそういったもの、それプラス教師の指導力といったもので、個々のものに対するリスクというのは変わってくると思えますので。

これは全然違うようですが、例えば通学路ですとかネットの使用に関してもリスクとなるものを全て取り除いていたのでは、これは子どもたちのためには全くならないというのは常日頃から思っていて、この運動に関しても危険だからなるべく安全なものしかやらせないということであれば、動かなければいいのかということになってしまいますので、しっかりとリスクを教師のほうでみて、子どもたちの気力を上げて、できる限り正しいところで競技をしていただければなと思えます。

間違っても教師の成果発表ですとか親の観賞目的ということが、それがねらいになってしまっただけとはいけないなと。結果的にそうなることはあったとしても、そこに決して目的をもたず、子どもたちの最大限できる運動を実現させてあげるところに主眼を置いて、今後も安全面に十分配慮して進めていただくと大変ありがたいと思えます。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 いずれにいたしましても、子どもたちの可能性を広げるというのが教育の根本でございますので、東京都教育委員会、都立の学校は一律に禁止ということにしました。26市の中でそれぞれの考え方がございまして、ただ立川市におきましては、これを内部で検討したときに、やはり考える教育にしたいということでございまして、指示を出してやめるということではなくて、やめるにしろやるにしろ、しっかりと自分たちの学校の実態に合わせてよく考えるということをまずベースに置いて、考えて、「では、やるんだ」ということにな

れば、しっかりと計画を立てて、それは実態とか、実態というのは子どもと教員の実態ですけど、それを反映した計画であるかということ含めて、先ほど小瀬指導課長が申し上げたとおり、教育委員会も一体となって子どもたちを第一にというところで組み立てをしてきているわけでございます。

立川市におきましてのやり方は、ある意味、学校現場と教育委員会、子どもたちの実態をしっかりと把握しながら、共有し一体となって取り組んでいる例かなと思っていますし、また、創造的に教育というのは組み立てていかなければならないというふうに思っておりますので、そういった面では新たな新しい工夫も生まれてきて、子どもたちの潜在的な力を引き出すことにもつながっていると私は考えていますので、今後ともこの検討成果を次年度へ是非活かしてまいりたいと思っていますので、またご助言を賜ればと思っていますところでございます。

○小町教育長 ほかないようでございますので、これで報告（1）平成29年度運動会・体育大会「組体操」の総括について、の報告及び質疑を終了いたします。

○小町教育長 次に、その他に入ります。

その他、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○小町教育長 次回の日程を確認いたします。次回、平成29年第23回立川市教育委員会定例会は平成29年12月14日、午後1時半から、302会議室で開催いたします。

これをもちまして、平成29年第22回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時31分

署名委員

.....

教育長